

麻薬小売業者免許申請（届）の提出部数及び記載上の注意

書 類		提出部数	記 載 上 の 注 意
麻薬小売業者免許申請（新規・再申請）	免許申請書 (手数料 4,600 円) R4.4.1 現在	1	1 薬局開設許可年月日は有効期間の始期を記載します。 2 申請者の欠格条項に当該する事実がなければ「なし」（法人であって業務を行う役員が複数いる場合は「全員なし」と）記載します。 3 備考欄に薬局開設許可に関する事項（薬局開設許可申請中の場合は、申請中である旨）を記載します。
	1 麻薬業務所の平面図	1	1 薬局開設許可申請時に提出したものの写しでも構いません。 2 麻薬保管庫の位置を明示します。
	2 麻薬保管庫の立体図	1	1 鍵の状態、材質、寸法及び固定方法（重量金庫の場合は重量）を明示します。 2 麻薬保管庫は、下記(1)から(4)までを満たすことが必要です。 (1) 金属製で施錠設備（鍵は2か所が望ましい。）があるものとする。こと。 ※スチール製のロッカー、事務機の引き出しは不可 (2) 固定してあるか、移動不可能な重量（目安として概ね50kg以上）のものとする。こと。 (3) 施錠のできる室内に設置すること。 (4) 麻薬専用とすること。
	3 麻薬関係業務を行う役員の組織規定(図)又は業務分掌表等当該法人における「業務を行う役員」の範囲を具体的に示す書類	1	麻薬関係業務を行う役員とは、以下のとおりです。 (1) 合名会社：定款に別段の定めのないときは社員全員 (2) 合資会社：定款に別段の定めのないときは無限責任社員全員 (3) 合同会社：定款に別段の定めのないときは社員全員。ただし、社員が「業務執行社員」として登記された場合には、そのうち、「代表社員」とされた者及び当該許可申請に係る業務を担当する者 なお、「業務執行社員」として法人が登記された場合には、「代表社員」とされた法人の「職務執行者」及び当該許可申請に係る業務を担当する者 (4) 株式会社（特例有限会社を含む。）：取締役全員、ただし業務を行う役員を画定した場合には、会社を代表する取締役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する取締役、委員会設置会社の場合は、代表執行役及び「麻薬及び向精神薬取締法」の免許に係る業務を担当する執行役。 (5) 外国会社：会社法第817条にいう代表者（日本における代表者） (6) 民法法人、協同組合等：理事全員。ただし、業務を担当しない理事を除く。
	4 診断書 (申請者が法人の場合、監査役・監事を除く法人の麻薬関係業務を行う全役員)	1	1 診断書は、医師が「精神の機能の障害により麻薬取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではない（精神の機能の障害により欠格事由に該当する者ではない）」「麻薬中毒者又は覚醒剤の中毒者でない」ことを証するものです。診断書の有効期間は、診断後1か月以内とします。 2 法人の場合の留意点 すでに区内の他の店舗において提出済（都道府県知事、他の特別区長、八王子市長及び町田市市長に提出したものを除く。）で役員に変更がなければ、省略できます。
記載事項変更届	免許証記載事項変更届	1	1 変更年月日は、実際に変更した年月日（法人の登記事項の変更については変更の事実があった年月日）を記載します。 2 この届は、変更後15日以内に提出しなければなりません。
	添付書類 麻薬小売業者免許証	1	1 麻薬小売業者免許証（本証）を添付します。変更事項を書き替えて交付します。 2 従前の免許証を亡失等のため添付できないときは、別途再交付申請が必要です。
変更届	業務を行う役員 (申請者が法人の場合)	1	1 変更した役員の就任日が確認できる登記の履歴事項証明書*を添付してください。6か月以内に発行されたものが有効です。 2 業務を行う役員の業務分担の組織規程図等を添付してください。（※新規申請の添付書類3参照） 3 新たに業務を行う役員に就任した者に係る診断書*を添付してください。（※新規申請の添付書類4参照）
	免許証再交付申請 (手数料 3,200 円) R4.4.1 現在	1	1 免許証のき損又は亡失後15日以内に申請しなければなりません。 2 き損した場合はき損した免許証（本証）、亡失した場合は誓約書を添付します。 3 免許証の再交付後、亡失した免許証を発見したときは、15日以内に発見した免許証を返納しなければなりません。
業務廃止届等	業務廃止届	1	1 この届は、業務廃止後15日以内に提出しなければなりません。 2 麻薬小売業者免許証（本証）を添付します。
	麻薬所有届	1	1 この届は、業務廃止後15日以内に提出しなければなりません。 2 在庫がない場合でも提出しなければなりません。
	麻薬譲渡届	1	業務廃止後50日以内に東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡した場合に提出します（譲渡後15日以内に提出しなければなりません。）。
	麻薬廃棄届	1	古い麻薬等を廃棄したい場合又は業務廃止後東京都内の麻薬営業者に麻薬を譲り渡すことができない場合は廃止後50日以内に提出します。

麻薬事故届	1	1 所有する麻薬に、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかにその麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするために必要な事項を届け出なければなりません。 2 盗取による事故が考えられる場合は、速やかに警察にも届け出てください。
-------	---	---

○ 添付書類 1 及び 2 は、再申請(継続申請)で前回と変更がなければ、添付を省略できます。

○ 手数料等は変更になる場合がございます。また、上記以外の申請等については別途窓口に御確認願います。

○ ☆印の書類については、港区内の他の店舗等において提出済で、内容に変更がなければ、添付を省略することができます。省略する場合は、申請書等の備考欄に省略した書類の提出先を特定するために必要な事項（薬局等の所在地、名称等）を記入してください。